

平成 30 年 7 月 吉日

お客様各位

高麗海運ジャパン株式会社  
営業部カスタマーサービスチーム

ホーチミン及びハイホン向け SCRAP/WASTE 類の

輸出貨物に関する B/L 記載について

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、ベトナム税関の通達により、ホーチミン及びハイホン向け SCRAP/WASTE 類の輸出貨物に関し、B/L 上に下記項目の記載が義務付けられました。

就きましては、上記仕向け地へ船積みのお客様は、B/L INSTRUCTION にて下記情報の御提供をお願い致します。 敬具

**1. 対象貨物**

ホーチミン及びハイホン向け

PLASTIC SCRAP/WASTE PAPER/OTHER SCRAP/WASTE CARGO 類の輸出貨物

**2. 記載事項**

a. Consignee Import License No. (例:10/GXN-BTNMT)

b. Consignee Tax Code (例: 0201199339)

c. HS code (例:3915.20.90)

**3. 適用開始日**

即時

尚、記載漏れの場合は罰金対象（お客様負担）や輸入通関に支障をきたし、貨物引き取りの遅れ等が生じる場合がございますので、御留意頂けます様お願い致します。

ご不明な点は弊社カスタマーサービスにお問い合わせをお願い致します。

カスタマーサービスチーム

TEL:(東京)03-3500-5051 TEL:(大阪)06-6243-1661

以上